

令和 8 年度

県単河川総合開発工事
(亀山ダム洪水吐設備塗替え塗装工)

特記仕様書

二級河川小櫃川水系 小櫃川
君津市豊田

亀山・片倉ダム管理事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和 7 年 1 0 月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。
なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第 2 条 工事目的

本工事は、亀山・片倉ダム管理事務所が管理する亀山ダム洪水吐設備の塗替え塗装を行い、機能上の安全かつ円滑なダム管理業務が遂行できる設備環境を確保することを目的とする。

第 3 条 工 期

1. 本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から、令和 9 年 6 月 30 日までとする。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	30	日間
後片付け期間	20	日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日＋天候等による作業不能日）／実働日数	0.78	
その他の作業不能日（出水期のため） ※放流に影響のない作業は除く。	・ 令和 8 年 10 月 31 日まで ・ 令和 9 年 6 月 1 日から	

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1 日の降雨・降雪量が 10 mm/日以上の日：39 日間／年間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：8日間／年間（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）（過去5か年（2020年1月～2024年12月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第4条 作業区分

本工事の作業区分は以下によるものとする。

作業区分	施 工 区 分
昼間作業	下記以外すべての工事
夜間作業	予備ゲート設置・撤去工事

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第5条 建設副産物

1. 共通事項

1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「コブリス・プラス」（旧「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」）により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」を同システムにより作成し、各1部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建

設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。

3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2. 建設廃棄物

本工事により発生する

1) 鉛含有廃塗膜の入ったペール缶（212 缶）及び廃プラスチックの入ったドラム缶（5 缶）は、袖ヶ浦市長浦地先、片道運搬距離 33.1 kmのエコシステム千葉株式会社に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第6条 段階確認

受注者は、共通仕様書に記載のあるものの他、必要と認められるものについて、施工計画書に明示し、段階確認を受けなければならない。

この際、受注者は工種・細別・確認の予定時期を監督職員に書面により報告するものとする。

段階確認項目は下記のとおりとする。

- ・素地調整作業完了時及び膜厚確認

第7条 使用基準

請負者は、本工事の施工にあたって第1条によるほか、下記に示す基準等に準じて施工しなければならない。これらの基準等は、契約時点における最新のものを適用しなければならない。

- (1) 水門鉄管技術基準 (水門鉄管協会)
- (2) 国土交通省河川砂防技術基準 (案) (国土交通省)
- (3) 河川管理施設等構造令 (国土交通省)
- (4) 機械工事施工管理基準 (案) (国土交通省)
- (5) 機械工事完成図書作成要領 (案) (国土交通省)
- (6) ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・マニュアル編)
(ダム・堰施設技術協会)
- (7) ゲート用開閉装置 (機械式) 設計要領 (案)
(ダム・堰施設技術協会)
- (8) 水門・樋門ゲート設計要領 (案) (ダム・堰施設技術協会)
- (9) 機械工事塗装要領 (案)・同解説 (国土交通省)
- (10) その他関連法規

第8条 環境に配慮した工事の実施計画

受注者は、千葉県が運用を開始している環境マネジメントシステムの構成要素をなす「公共工事における環境影響の低減」を推進し、達成するため施工計画書“環境対策”内に、独立した項目として「環境に配慮した工事实施計画」について記載するものとする。工事实施にあたっては、騒音防止及び排気ガス対策を施した機械を使用するものとし、これによりがたい場合は監督職員の承諾を得なければならない。

第9条 材料等

受注者は、施工計画書に主要資材一覧とともにその品質を証する資料を添付すること。

第 10 条 一般施工

1. 塗料の決定は、監督職員と協議し、承認を受けるものとする。
2. 仮設工には、周囲に塗料およびケレンかすが流出することのないよう、シート等の防護を施すものとする。
3. 受注者は、塗料を直射日光の受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令及び 諸法規を遵守しなければならない。
4. 本工事の設計趣旨を十分理解し、上記をふまえて良好な施工に努めなければならない。

第 11 条 仮設工

1. 共通事項

仮設工は、現場条件を十分把握し安全性、経済性、細部構造等の検討を行い、受注者の責任において実施しなければならない。なお、現地の状況に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第 12 条 要望・苦情に対する対応

受注者は、地元住民及び第三者からの要望・苦情に対しては親切丁寧に対応し、その内容をただちに監督職員に報告すること。

第 13 条 前払い金

本工事は、建設工事請負契約書第 41 条第 3 項の規定により、契約会計年度に翌会計年度分の前払い金を含めて支払うことができる工事である。

第 14 条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

- 1 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要な経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。
- 2 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)
- 3 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

第 15 条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき、適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 工事実施期間中、下記のとおり交通誘導警備員を配置するものとする。

	昼間作業	夜間作業	摘要
予備ゲート設置・撤去工に勤務する人員		3 人 (計 6 人)	全面通行止め区間 起点終点
仮設設置・撤去に勤務する人員	3 人 (計 18 人)		片側通行止め区間 起点終点

3. その他、資材の搬出・搬入時は、公道の出入口等に誘導員を配置させ、安全確保に努めなければならない。

第 2 章 施 工

第 1 条 工事施工範囲

1. 本工事の施工範囲は、次に示す設備の塗替え塗装である。

種 別	細 別	施工内容	摘 要
洪水吐設備	洪水吐ゲート	塗替え塗装	塗装仕様後述
	鋼製付属設備（階段）	塗替え塗装	塗装仕様後述

2. 主要仕様

主要仕様は次のとおりとする。

洪水吐設備

- (1) 型式：鋼製ラジアルゲート
- (2) 設備数：4 門（うち対象 1 門）
- (3) 純径間：8 m
- (4) 扉高：8. 0 3 7 m
- (5) 水密方式：前面 3 方ゴム水密
- (6) 開閉装置：電動ワイヤーロープ背面巻取式
- (7) 予備ゲート：多段式角落し（5 段）

第 2 条 施工内容

(1-1) 洪水吐ゲート塗替え塗装

洪水吐ゲート及び鋼製付属設備（階段）の防食については次の通りとする。

施 工 場 所	工 程	塗料等	標 準 塗 布 量 g/m2	膜 厚 μ m	塗装方法
現場	素地調整	2 種ケレン			電動工具
	第 1 層 （下塗り）	有機ジンクリッチ ペイント	(300)	40	刷毛塗
	第 2 層 （下塗り）	超膜厚型エポキシ 樹脂	1000	300	
	第 3 層 （中塗り）	エポキシ樹脂塗料 中塗	220	40	
	第 4 層 （上塗り）	エポキシ樹脂塗料 上塗	200	40	

※有機ジンクリッチペイント及び変性エポキシ樹脂塗料下塗（水中部

用)の刷毛塗の標準使用量は本来スプレー塗装すべきところをはけで施工するため、1回当たりの膜厚が十分得られないため2回塗りして、塗装仕様の設計膜厚(スプレー塗装1回塗り分)を確保する必要があることを示している。

(1-2)上記以外の機器の塗装仕様については、メーカー標準塗装とし、上塗り色については監督職員と協議するものとする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)						
第 2 - 1 条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)						
第 2 - 2 条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない						
第 2 - 3 条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない						
第 2 - 4 条	難工事の指定	・該当する ・該当しない						
第 2 - 5 条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない						
第 2 - 6 条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない						
第 2 - 7 条	快適トイレ	・該当する ・該当しない						
第 2 - 8 条	週休 2 日制適用工事	・現場閉所による週休 2 日工事 ・週休 2 日交替制工事 ・該当しない						
第 2 - 9 条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない						
第 2 - 1 0 条	I C T 活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する <table border="1"><tr><th>発注者指定型</th><th>受注者希望型</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> ・該当しない	発注者指定型	受注者希望型				
発注者指定型	受注者希望型							
第 2 - 1 1 条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない						